

7 法務関係

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①法曹人口の大幅増員等 (法務省)	a 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。 また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。	調査・研究・検討			○ (法務省) 平成19年の新司法試験合格者は1,851人、旧司法試験合格者は248人であった。 平成19年6月22日、司法試験委員会は、同20年以降の併行実施期間中の新司法試験の合格者数について、平成20年は2,100人ないし2,500人程度、同21年は2,500人ないし2,900人程度、同22年は2,900人ないし3,000人程度を、旧司法試験の合格者数について、同20年は200人程度、同21年は100人程度、同22年はその前年よりも更に減少させることを、それぞれ一応の目安とする旨の考え方を示した。 平成19年5月25日、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機連携の確保の在り方を協議することを目的として、法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会を設置し、法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証する作業を開始した。
	b 司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標(平成22年ころまでに3,000人程度)を前倒してこれを達成することを検討するとともに、その達成後のあるべき法曹人口について、法曹としての質の確保にも配慮しつつ、社会的要請等を十分に勘案して、更なる増大について検討を行う。 その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努める。	逐次実施			— (法務省) 平成19年5月25日、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機連携の確保の在り方を協議することを目的として、法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会を設置し、法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証する作業を開始した。
②法科大学院非修了者への司法試験受験資格の確保 (法務省)	a 予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。	逐次実施 (予備試験は平成23年より実施)			— (法務省) 予備試験は平成23年より実施。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	<p>b 法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7~8割)の者が新司法試験に合格できるよう努める。</p> <p>その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として、実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行ったうえでその結果を速やかに公表する。</p>	一部措置	継続的に実施		○ (法務省) 法科大学院における教育を充実させるため、法科大学院に対し、教材を提供し、検察官を派遣するとともに、司法試験に関する各種情報を公表し、法科大学院に提供するなどしている。 平成19年5月25日、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議することを目的として、法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会を設置し、法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証する作業を開始した。
	<p>c 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにする。</p>	逐次検討・実施			－ (法務省) 予備試験は平成23年より実施。
	<p>d 法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育が、法曹として必要な資質を備え、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証するため、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行い、その成果を公表する。</p> <p>また、今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者の供給者の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討する。</p>	逐次実施			－ (法務省) 平成19年5月25日、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議することを目的として、法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会を設置し、法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証する作業を開始した。 選択科目については、新司法試験を3回程度実施した後、実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ、法科大学院におけるカリキュラム・教育内容や科目開設状況、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、意見募集の結果などの判断要素に加え、その間の実施状況(各選択科目の受験者数、難易度のばらつき、出題内容についての独自性の程度等)、司法修習の状況等をも勘案して、必要な見直しを行うものである。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
③弁護士法第72条の見直し等 (法務省、経済産業省、財務省)	<p>弁理士、税理士、司法書士など、近年法改正がなされた結果、その行うことのできる業務に一定の法律業務が追加された隣接法律専門職種について、規制改革委員会の「規制改革についての第2次見解」(平成11年12月14日)及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、これらの法律の改正後の状況についてフォローアップを行う。</p> <p>さらに、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘があることを認識しつつ、引き続き検討を行う。</p>	引き続き実施			<p>○ (法務省) 平成16年11月26日の司法制度改革推進本部決定「今後の司法制度改革の推進について」において示された司法書士、土地家屋調査士、弁理士及び社会保険労務士に対する一定範囲のADR代理権の付与については、平成17年の通常国会に各資格の所管府省から関係法案が提出され、成立している。これら隣接法律専門職種の更なる業務拡大については、弁理士及び隣接法律専門職種の活動状況、国民の利便及びその権利保護の必要性等を踏まえ、総合的に検討していく予定である。</p> <p>会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となることについては、無条件でこれを認めることは困難であり、一定の条件の下にこれを認めることが可能かどうか等について引き続き検討を進める予定である。</p> <p>(経済産業省) (弁理士) 平成19年に弁理士法を改正し、弁理士の業務として規定されている税関での手続の代理に、権利者側の手続代理に加えて、輸出入者側の手続代理を追加。また、「特定不正競争」の範囲を拡大することにより、弁理士の業務のうち「特定不正競争」を対象とする特定侵害訴訟代理業務、裁判所における補佐人業務や裁判外紛争解決手続についての代理業務の範囲を拡大。なお、これらは平成20年4月1日から施行する予定。</p> <p>(財務省) (税理士) 1 規制改革委員会の見解を踏まえ、税理士が、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設(税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号))。</p> <p>2 平成16年11月26日付の司法制度改革推進本部決定において、「税理士の有する専門的知識を租税の関連する民事紛争において手続実施者の相談者として活用するなど、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続の利用促進に寄与していくことが期待される」とされていることも踏まえ、税理士会においては、税務の専門家である税理士をADR手続実施者等の相談者として活用するための施策について、ADR手続実施状況等を勘案しつつ検討していくこととしている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
④国際化時代の法的需要への対応 (法務省)	今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士(法人を含む)との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。	逐次検討・結論			○ (法務省) 平成17年4月1日、外弁による弁護士の雇用の解禁、外弁と弁護士又は弁護士法人(以下「弁護士等」という)との共同事業の自由化等を内容とする外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(外弁法)の改正が施行された(司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号))。これに伴う国際的な法律サービスに関する需要の動向、外弁と弁護士等の提携の実態等も踏まえて、外弁事務所の法人化について検討を行ったところ、外弁事務所に対するヒアリング調査によれば、同事務所を法人化したいとの意向を示した外弁事務所はわずかであり、そのニーズは必ずしも高くなかったこと等から、本年度までに法人化容認に向けた具体的措置を講ずるべきとの結論には至っていないが、諸外国からは引き続き、外弁事務所の法人化を容認するよう要望がなされていることを踏まえ、今後における需要の動向等を見極めつつ、検討を継続中である。
⑤情報公開の推進等 (関係府省)	苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏まえ、個人情報保護及び事業者にとって不当な不利益を及ぼす可能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民の生命 safety に直接かかわる事案については、適時に事案(トラブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容)を公表することを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事例については、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者名の公表措置の活用を検討する。	引き続き検討			—
⑥適正処理のための規範の制定 (関係府省)	公正、効果的、かつ効率的な苦情、及び紛争処理を行うための指針に関する国際標準化機構(ISO)による規格制定後、各苦情・紛争処理機関に対して、速やかにその周知を図る。	逐次実施			—

イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①会社設立に関する諸手続についての電子化 (法務省、総務省、財務省、厚生労働省)	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を引き続き一層推進する。	継続的に実施			○ (総務省) 地方団体により構成される社団法人地方税電子化協議会による地方税の電子申告については、平成17年1月から開始され、既に全都道府県・15政令指定都市及び一部の一般市町村において運用が開始されているところ。 法人の設立等に際し、地方団体の課税当局が申告を求める法人等設立申告については、地方税の電子申告手続の中に取り込まれるよう、所要の準備を行ってきたところであり、平成20年3月24日、法人設立届等について電子申請が可能となったところ。 また、総務省としても、平成19年3月27日付地方団体あての通知等により、地方税の電子化をさらに推進しているところ。 (法務省) 平成20年3月31日現在において、465庁がオンライン申請システム(本支店一括登記を含む。)が可能な登記所としての指定を受けている。 (財務省) 会社設立登記後の国税関係の申請・届出手続については、平成16年度から、また、これらの申請・届出手続を電子的に行う場合の利用開始手続については、平成18年1月4日からオンラインによる手続を可能とし、一連の手続の電子化を完了した。 (厚生労働省) 会社設立に関する諸手続を含む社会保険、労働保険の各種申請・届出等手続については、「厚生労働省の行政手続等電子化推進アクション・プラン」に基づき、平成15年度中に電子化しているところである。
②登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省)	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 【商業登記規則等の一部を改正する省令(平成16年法務省令第22号)】	逐次実施			○ (法務省) 平成20年3月31日現在において、465庁がオンライン申請システム(本支店一括登記を含む。)が可能な登記所としての指定を受けている。
③動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化 (法務省)	企業担保権制度等について、改善の余地が無いかどうか検討する。	引き続き検討			○ (法務省) 平成18年2月に立ち上げられた企業担保・財団抵当法制研究会に参加し、実務家からの意見聴取、外国法の調査等を行うなど、企業担保法制及び財団抵当法制について検討を行ってきた。同年12月には、同研究会において、検討すべき論点について中間整理メモを取りまとめたところであり、今後は、同メモを踏まえ、これらの制度の改善の余地について引き続き検討する。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
④非公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が自己を売主に追加することを請求できる期間の見直しの要否 (法務省)	会社法施行規則29条が規定する5日前という原則的な期間を短縮することにより定款自治の範囲をより狭める事とすることが株式譲渡制限会社の実情に照らして相当であるか否かについて検討し、結論を得る。	検討	結論		— (法務省) 平成20年度中に結論を得られるよう検討を行っている。
⑤民法及び商法における法定利率制度の見直し (法務省)	諸外国における法定利率の導入状況等を参考にしつつ、我が国の法定利率を現在の固定金利から変動金利へと変更することをも視野に入れて法定利率制度の在り方への見直しに向けた検討を開始する。 なお、法定利率制度の見直しに当たっては、金利の現状のほか、制度の安定性や明確性、及び関係者の事務負担についても十分な配慮が必要であり、長期的かつ幅広い観点から検討する。	検討開始			— (法務省) 諸外国における法定利率制度の状況についての調査に着手するなど、法定利率の在り方についての検討を開始した。

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①IT技術者に係る資格の相互認証等 (経済産業省、法務省)	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。 a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。 【平成16年法務省告示第363号(平成16年8月27日施行)】	逐次実施			○ (法務省) IT技術者に係る資格の相互認証を行った所管省庁である経済産業省からの通報を受け、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件」(平成13年12月28日法務省告示第579号)に、随時海外の情報処理に関する試験等を追加し、これにより当該試験の合格者等が情報処理に関する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合には、大学卒業若しくは大学卒業相当以上の学歴又は10年以上の実務経験を問わずに在留資格「技術」又は「特定活動(ロに係る部分に限る。)」に関する上陸許可基準に適合し得ることとした。(最近改正:平成20年1月25日法務省告示第30号)

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
(経済産業省)	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。	逐次実施			<p>一 (経済産業省)</p> <p>情報処理技術者試験は、広く情報処理技術者を育成するため、特定の技術に偏ることなく、情報技術の背景として知るべき原理や基礎となる技能など、汎用性、普遍性が高い知識・技能を問う試験である。</p> <p>アジア11か国・地域で実施されているIT技術者試験制度は、技術者の知識体系や技能をバランスよく確認されるもので我が国の試験制度と同等と認められることから、相互認証を行っているところである。</p> <p>他方、情報処理技術者試験のように、情報技術の背景として知るべき原理や基礎となる技能など、汎用性、普遍性が高い知識・技能をバランスよく問いながら同様の水準を確認する民間資格は、今までのところ確認できておらず(注)、平成20年3月末時点において、情報処理技術者試験と相互認証した民間資格はない。</p> <p>(注)民間資格は、各ベンダー等が、自社製品に精通した技術者を認定するための資格が多数であり、特定のソフトウェアや技術等に特化した知識・技術のレベルを問うものが主であることから、情報処理技術者試験と同等の資格は少ないものと思料。</p>
②海外からの外国人転勤者に関する在留資格の周知徹底等 (法務省)	転勤に伴い入国する外国人について、在留資格「企業内転勤」において求められる「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となる場合には、制度の悪用防止にも配慮しつつ、その見直しも検討する。	逐次検討			<p>一 (法務省)</p> <p>具体的事例が把握されれば、制度の悪用防止にも配慮しつつ検討することとしている。</p>
③外国人人材育成に資する研修・技能実習制度の見直し (厚生労働省、法務省)	a 現在62職種となっている技能実習制度における対象職種について、開発途上国の技能移転に関するニーズ、国内の受入体制等を踏まえ、国際貢献に資する観点からも幅広く対象職種を見直す。 【職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第3号)(平成16年4月1日施行)、引き続き逐次実施】	逐次実施			<p>○ (厚生労働省)</p> <p>対象職種について、研修生送出国のニーズや国内の受入れ体制等を踏まえ、技能実習対象職種として20年4月1日にプラスチック職種にブロー成形作業を追加するとともに、パン製造職種を追加した。(平成20年度技能検定実施計画を定める件(平成20年厚生労働省告示第39号))</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
	b 研修・技能実習生の失踪などといった問題も顕在化し、本制度が悪用されているとの指摘がある点も踏まえ、こうした問題の発生を防止する施策も併せて講ずる。	逐次実施			○ (法務省) 制度の趣旨の周知・徹底を図るとともに、実態調査の強化など厳格な審査を行い、本人に責めない研修生・技能実習生の保護に配慮しつつ、不正行為を行った機関は3年間の受入れ停止とするなどし、制度の趣旨にのっとった運用の適正化に努めているところである。平成19年においては、449機関に対し不正行為認定を行った。 また、研修・技能実習制度においては、平成11年2月に「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を策定し、この指針に従って制度の適正化を図っていたが、不適正な研修・技能実習事案の増加など近年の研修・技能実習を巡る状況等を踏まえるとともに、研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、指針の内容を見直し、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)」を策定し、平成19年12月26日にホームページにて公表した。 (厚生労働省) 厚生労働省においては、JITCOを通じた巡回指導を強化し、問題事案が多く見られる企業を重点的に実施するとともに、全受入れ機関に対する自主点検を実施した。
④入国管理体制の整備等 (法務省)	a 今後我が国が歓迎すべき外国人の受入れを一層積極的に進めるとともに、国民の治安に対する不安に応えるべく必要なチェック・取締体制の強化を図るためにも、入国管理体制を整備していく。	逐次実施			○ (法務省) 不法滞在者の取締体制を強化するため、平成19年度においては、東京入国管理局に新宿出張所に続く摘発専従型の出張所として東部出張所(江戸川区)を新設するなどした。 APIS(事前旅客情報システム)の導入、高性能の偽変造文書鑑識機器の導入、セカンダリ(2次的)審査の導入、プレクリアランス(事前審査)の導入、査証発給情報の関係省庁間での共有等により、平成19年度においても、引き続き、関係機関の情報交換連携強化及び一層厳格な出入国審査を実施した。 また、出入国管理及び難民認定法の一部改正を受け、平成19年11月20日から、上陸審査時に16歳以上の外国人(特別永住者等を除く)に対する指紋等の個人識別情報の提供の義務付けを開始し、入国審査のより一層の強化を行った。
	b 収容施設における監視業務の民間委託も引き続き推進し、業務の効率化等を図っていく。	逐次実施			— (法務省) 収容場監視業務について引き続き民間委託を実施した。
⑤「技術」、「人文知識・国際業務」の要件の緩和 (法務省)	社会の実態等を踏まえ検討し、例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する。	随時措置			— (法務省) 関係省庁からの意見も踏まえて引き続き検討し、要件等の緩和が可能とされた分野については、随時措置することとしている。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑥料理人等熟練技能者に対する在留要件の緩和 (法務省)	不法就労、不法滞在等の犯罪の防止策等を図りつつ、特にニーズの高い料理人等の熟練技能者については、資格等により現状と同等の技能レベルを確保しつつ、実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する。	随時措置			— (法務省) 関係省庁からの意見も踏まえて引き続き検討し、要件等の緩和が可能とされた分野については、随時措置することとしている。
⑦在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化 (内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	a 外国人の在留に係る情報の相互照会・提供 外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報について、国及び地方の財政負担を軽減しつつ、地方入国管理局が利用する外国人出入国情報システムと適法な在留外国人の台帳制度など、国の機関と地方公共団体との間において、及び、法務省と厚生労働省など、国の機関同士において、合理的な範囲で相互に照会・提供する仕組みの整備を行う。	遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出			— (内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省) 在留管理制度・外国人登録制度のあり方については、平成19年7月3日開催の犯罪対策閣僚会議において、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」における検討結果が示されており、現在、法務省において、平成20年3月に提言された法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」による検討報告を踏まえ、新たな在留管理制度の検討が行われているところ。 また、現在、内閣官房の調整の下、関係省庁間においても検討が行われており、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する予定。
	b 外国人登録制度の見直し 外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する。その際は、⑦aの外国人の在留に係る情報の相互照会・提供が可能な仕組みと合わせて整備する。 なお、改編後の当該制度の目的は、現行の外国人登録法及び日本人住民を対象とする住民基本台帳法も参考として、外国人住民の居住関係を明確ならしめ、在留外国人の公正な管理に資するとともに、外国人住民の利便を増進し、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することとする。また、現在の外国人登録証明書に代わるものとして、例えば、在留カードを発行する場合には、出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格認定証明書や就労資格証明書の機能も併せて持たせることなども検討し、外国人の上陸や在留に係る手続全体の合理化を図る。	遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出			— (内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省) 在留管理制度・外国人登録制度のあり方については、平成19年7月3日開催の犯罪対策閣僚会議において、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」における検討結果が示されており、現在、法務省において、平成20年3月に提言された法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」による検討報告を踏まえ、新たな在留管理制度の検討が行われているところ。 また、現在、内閣官房の調整の下、関係省庁間においても検討が行われており、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する予定。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
(法務省)	<p>c 使用者に対する責任の明確化</p> <p>ア 不法就労者を使用する事業主への厳格な対処</p> <p>事業主等が、雇用している外国人が在留資格を有していないことを知らないことを理由として不法就労助長罪の適用を免れることができるなどの問題を踏まえ、不法就労者雇用する事業主への厳格な対処に実効性が高まるよう出入国管理及び難民認定法を改正する。</p> <p>なお、同法の改正内容は、c イの『外国人雇用状況報告』の内容拡充・義務化との間で連携を図るのと併せて、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」による外国人労働者の雇入れ時における使用者による在留資格の確認を実効性あるものとする。</p>	遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出			<p>一 (法務省)</p> <p>事業主等が、雇用している外国人が在留資格を有していないことを知らないことを理由として不法就労助長罪の適用を免れることができるなどの問題を踏まえ、不法就労者雇用する事業主への厳格な対処に実効性が高まるよう、遅くとも平成21年通常国会までに、出入国管理及び難民認定法を改正する関係法案を提出する予定である。</p>
(厚生労働省)	<p>イ 「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化</p> <p>「外国人雇用状況報告」について、不法就労の防止、雇用保険の加入促進等、職業安定行政における必要性の観点から再整理して、雇用対策法を改正する。改正後は、外国人を雇用する全ての事業主に対して、国籍、在留資格・在留期限の報告を義務づけるとともに、その実効性を高める観点から、報告義務の懈怠や虚偽報告に対する罰則についても雇用対策法や雇用保険法における現行規定との均衡を図りつつ、併せて措置する。</p> <p>なお、報告先は従来どおり公共職業安定所とし、様式や時期についても雇用保険被保険者資格に係る手続と同様とするなど、事業主の事務負担には十分に配慮する。また、収集した情報は出入国管理行政における効果的な在留管理の実施や、社会保険加入の徹底につながるよう活用する。</p> <p>さらに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に規定されている事項のうち、必要な事項を法的根拠のある指針に位置付けることについては、外国人労働者の雇入れ時における使用者による在留資格確認義務の実効性が上がるよう、アの「不法就労者を使用する事業主への厳格な対処」に係る出入国管理法及び難民認定法の改正の方向性をも念頭に置きつつ、結論を得、速やかに措置する。</p>	措置			<p>◎ (厚生労働省)</p> <p>外国人雇用状況報告の内容拡充・義務化については、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)を踏まえ、外国人労働者の適正な雇用管理の推進等のために、労働政策審議会での検討結果に基づき、事業主に対し、外国人労働者の雇入れ・離職時に、その氏名、在留資格、在留期間等を厚生労働大臣へ届け出る義務を課すこと等を内容とする雇用対策法の改正を行った。(平成19年10月1日施行)</p> <p>また、同改正法に基づき、労働・社会保険関係法令の遵守を含め、雇用管理の改善等について、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(大臣告示)を定めた。(平成19年10月1日適用)</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
(法務省)	d 使用者以外の受入れ機関等に対する責任の明確化 「入国・在留審査要領」(平成17年7月26日法務省管第3260号通達)において、就学生や留学生が学ぶ教育機関に対して、その在籍状況を地方入国管理局向けに定期的に報告することを任意で求めている取扱いを、出入国管理及び難民認定法の関連法令へと格上げを図り実効性を高める。 格上げに当たっては、⑦cイの外国人雇用状況報告の対象とならない雇用関係のない者(研修生等)も含み、不適正な事案が判明した場合の対処、資格ごとに異なると考えられる徴求事項への対応を可能とする随時照会・回答といった手法についても規定する。	⑦abの関係法施行までに措置			— (法務省) 「入国・在留審査要領」(平成17年7月26日法務省入国管理局長通達)において、就学生や留学生が学ぶ教育機関に対して、その在籍状況を地方入国管理局向けに定期的に報告することを任意で求めている取扱いを、出入国管理及び難民認定法の関連法令へと格上げを図り実効性を高めるために、遅くとも平成21年通常国会までに提出される上記⑦abの関係法の施行までに措置する予定である。
(法務省、関係府省)	e 在留資格の変更及び、在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表等 当初の上陸許可から一定の期間が経過した後に申請される在留資格の変更、及び在留期間の更新の許可においては、法務大臣の自由な裁量を認めつつも、出入国管理及び難民認定法第22条、及び「永住許可に関するガイドライン」に倣って、「素行が善良であること」及び「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」、かつ「その者の在留が日本国の利益に合する」との事情を考慮し、運用の明確化と透明性向上を図る観点から、その内容をガイドライン化するとともに、許可されなかった事例についても併せて公表する。 なお、考慮する事項としては、出入国管理行政の透明性の向上に加え、各市町村や関係行政機関における行政事務の遂行・窓口事務の円滑化の観点から、ア 国税の納付状況、イ 地方税の納付状況、ウ 社会保険の加入状況、エ 雇用・労働条件、オ (家族が同時に滞在している場合には) 子弟の就学状況、カ (在留資格の特性に応じ) 日本語能力等をガイドラインにおいて明示的に表記すべきであるが、列挙した事項を外形的に利用することについては、徴収猶予等の付随する状況を慎重に判断して運用することにも留意して措置する。 特に、オの子弟の就学状況に関しては、どのような場合に在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件を充足したと認めるかどうかといった点だけでなく、不就学外国	ガイドライン化は平成19年度措置、不許可事例の公表は平成19年度以降逐次措置、情報収集の在り方は⑦aの関係法施行までに検討、結論			○ (外務省) 長期在留外国人の入国時等における日本語能力の確認について、法務省と検討を行っている。 (法務省) 在留資格の変更及び、在留期間の更新許可のガイドライン化については、出入国管理行政の透明性の向上に加え、各市町村や関係行政機関における行政事務の遂行・窓口事務の円滑化の観点から、雇用・労働条件が適正であること、納税義務を履行していること、外国人登録法に係る義務を履行していること等について、ガイドラインの要素に盛り込み、平成20年3月に公表した。なお、社会保険の加入促進等をガイドラインの要素に盛り込むことについては、関係省庁における体制の整備等を踏まえつつ、逐次検討することとしたい。 外国人から申請される在留資格の変更許可又は在留期間の更新許可の審査における不許可事例の公表については、運用の明確化と透明性向上を図る観点から、おおむね過去1~2年の間にその申請を不許可とした事例を取りまとめ、平成19年11月にホームページに公表した。なお、これらの事例については、今後も逐次更新する予定である。 情報収集の在り方については、国の機関同士、及び国の機関と地方公共団体との間で我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を効果的かつ効率的に収集することが可能となるよう、遅くとも平成21年通常国会までに提出される上記⑦aの関係法案の施行までに検討し、結論を得る予定である。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	<p>人児童生徒支援事業のほか、外国人児童・生徒に学習の機会を確保する方策について、関係者のコスト負担のあり方にも留意しつつ、幅広く検討を行う。さらに、カの日本語能力に関しても、我が国においては各地の国際交流協会等が中心となって在留外国人に日本語教育機会を提供する現状にあつて、地域日本語教育支援事業、JSLカリキュラム(日本語を第2言語として学習するカリキュラム)の開発に加え、我が国の受入れ機関の関与の在り方、送出国における態勢の構築支援など、同様に幅広く検討する。</p> <p>また、例示した諸情報は、外国人本人に書類の提出を求めることによる既存の制度で取得しうる情報を有効に活用しつつ、国の機関同士、及び国の機関と地方公共団体との間で我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を効果的かつ効率的に収集することが可能となるよう、⑦aの「外国人の在留に係る情報の相互照会・提供」に係る関係法令施行までに検討し、結論を得る。</p>				
(法務省)	<p>f 永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等</p> <p>⑦cイの「『外国人雇用状況報告』の内容拡充・義務化」により収集された情報の活用や、例えば、在留カードを発行する場合には、地方入国管理局での在留カードの確認申請期間を設けるなどの方法で、一定期間ごとに永住許可を得た外国人の在留状況をチェックし、在留実績がない者等に対して入国・在留管理上の規制を行うことについて検討し、結論を得る。</p>	⑦abに係る関係法案提出までに検討、結論			<p>— (法務省)</p> <p>上記⑦cイの「『外国人雇用状況報告』の内容拡充・義務化」により収集された情報の活用や、一定期間ごとに永住許可を得た外国人の在留状況をチェックし、在留実績がない者等に対して入国・在留管理上の規制を行うことについて、上記⑦abに係る関係法案の提出までに検討し、結論を得る予定である。</p>
⑧外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備 (法務省、厚生労働省)	<p>a 実務研修中の法的保護の在り方</p> <p>研修・技能実習制度の見直しの中で、在留資格「研修」の在留活動の一部である実務研修中の研修生が、実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、その法的保護を図るために必要な措置を講ずる。</p>	⑧bの関係法施行までに措置			<p>— (法務省、厚生労働省)</p> <p>在留資格「研修」の在留活動の一部である実務研修中の研修生が、実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、その法的保護を図るために必要な措置について、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされている⑧bの措置に係る関係法令の施行までに措置する予定である。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>厚生労働省では、平成18年10月より、学識経験者による研究会を設置し、検討を行っているところである。なお、同研究会においては、平成19年5月に、中間報告をとりまとめている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	b 技能実習生に係る在留資格の整備 技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法別表第一に、技能実習に係る在留資格を早急に整備する。	遅くとも平成21年通常国会までに 関係法案提出			一 (法務省、厚生労働省) 技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法別表第一に、技能実習に係る在留資格を早急に整備するために、遅くとも平成21年通常国会までに 関係法案を提出する予定である。 (厚生労働省) 厚生労働省では、平成18年10月より、学識経験者による研究会を設置し、検討を行っているところである。なお、同研究会においては、平成19年5月に、中間報告をとりまとめている。
	c 法令以外の規定に基づく規制等の見直し 受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任について、現在有効な規制である「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」、「技能実習制度推進事業運営基本方針」、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」においては法的な位置付けが曖昧で担保措置が不十分であることから、これら諸規定を出入国管理及び難民認定法関連の政省令へと格上げを行う。 その際は、受入れ機関に対する不正行為を認定する基準をより明確化するとともに、当該不正行為の程度や内容に応じて、例えば、重大な不正行為については新規受入れ停止期間を5年に延長するなどして、規制の実効性を向上させることについても併せて措置する。	⑧bの関係法施行までに措置			一 (法務省、厚生労働省) 「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」、「技能実習制度推進事業運営基本方針」、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を出入国管理及び難民認定法関連の政省令へと格上げを行う措置や規制の実効性を向上させる措置については、遅くとも平成21年通常国会までに 関係法案を提出することとされている⑧bの措置に係る関係法令の施行までに措置する予定である。 (厚生労働省) 厚生労働省では、平成18年10月より、学識経験者による研究会を設置し、検討を行っているところである。なお、同研究会においては、平成19年5月に、中間報告をとりまとめている。
⑨「技術」、「人文知識・国際業務」の運用の明確化 (法務省)	「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下で行うことができる業務として、具体的にどのようなものが含まれるかについて、典型的な業務の事例を公表して、申請者の予見可能性を高めると共に、出入国管理関係法令の運用の明確化及び透明性の向上を図る。	逐次実施			○ (法務省) 申請者の予見可能性を高めると共に、出入国管理関係法令の運用の明確化及び透明性の向上を図るために、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下で行うことができる業務として、具体的にどのようなものが含まれるかについて、典型的な業務の事例を平成20年3月に公表した。
⑩「企業内転勤」における活動範囲の見直し (法務省)	企業内転勤の形態で、本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事しようとする外国人について、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して在留資格「研究」の項に掲げる業務に従事している場合には、在留資格「研究」に係る要件を満たしていない場合においても、我が国への入国・在留が可能となるよう措置する。	検討、 結論	措置		○ (法務省) 企業内転勤の形態で、本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事しようとする外国人について、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して在留資格「研究」の項に掲げる業務に従事している場合には、在留資格「研究」に係る要件を満たしていない場合においても、我が国への入国・在留が可能となるよう、平成20年度において措置することについて結論を得た。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑪永住許可・不許可事例の公開の充実 (法務省)	永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性を高めるため、永住に関する許可事例、不許可事例を、例えば各々100事例ずつ蓄積するまでの間、事例を追加する等、充実する。	逐次実施			— (法務省) 引き続き永住に関する許可事例、不許可事例を追加する等、充実していくこととしている。
⑫高度人材の移入に資する在留期間の見直し (法務省)	我が国の経済等に貢献する知識や技術を有する高度な人材について、安定的に事業等に専念するには短期間であるとの指摘がある他、その受入れ数は伸び悩んでいる中で、政府方針に沿って積極的な受入れを促進するための施策の一つとして、在留資格取消し制度の運用状況の安定、新たな在留管理制度の構築を前提に、在留資格毎の特性に応じ、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置も講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる。	遅くとも平成21年通常国会までに 関係法案提出			— (法務省) 「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する予定である。 また、法務省においては、本年3月に提言された法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」による検討報告を受けて、新たな在留管理制度の検討が行われているところであり、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。
⑬高度人材の移入に資する再入国許可制度の見直し (法務省)	新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの処遇の在り方や在留資格毎の特性なども踏まえつつ、再入国許可制度の見直しについて措置する。	検討、 結論	遅くとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置		○ (法務省) 本年3月に提言された法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」による検討結果を踏まえて、適法に在留する外国人の利便性の向上を図る観点から、永住者に限定することなく、再入国許可全体について見直しを行うことについて結論を得た。今後は、遅くとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに必要な見直しの措置を講じる。
⑭ABTCの発行数の増大に向けた取組の推進 (外務省)	経済のグローバル化が進む中で、APEC域内のヒトの移動を円滑にするため、ABTC制度を積極的に活用するよう、より一層の周知措置等を講ずるとともに、初年度の発行実績を踏まえ円滑な発行に向けた発行手続の見直しを図る。	逐次実施			— (外務省) ABTC申請者が利用しやすいよう、HPの内容の見直しの実施。 利用者の利便性向上のため、成田、関西、中部各国際空港に設置されているABTC専用レーンの案内表示の改訂を実施。
⑮短期滞在査証の申請における身元保証書の免除 (外務省)	中国人、ロシア・NIS諸国人が短期滞在査証を申請する場合、原則身元保証書の提出が必要であるが、招へい人が国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者で、学会参加等業務上、中国、ロシア・NIS諸国の研究者を招へいする場合には、身元保証書の提出を省略可能とする。	措置			◎ (外務省) ロシア・NIS諸国人については、平成19年11月19日に在外公館宛に訓令を発出し、措置済み。中国人については、平成20年2月4日に措置済み。